

令和6年度第1回恵庭市社会福祉審議会・児童福祉専門部会

次 第

日 時：令和6年7月17日（水）13時30分～

場 所：恵庭市民会館 2階 大会議室

1. 開 会

2. 部会長挨拶

3. 委員・関係職員自己紹介

4. 副部会長の選任

5. 報 告

①次期えにわっこ☆すこやかプランについて

②「恵庭市黄金ふれあいセンター・恵庭市生涯学習施設かしわのもり」の指定管理者制度の更新について

③幼保連携型認定こども園への移行及び地域型保育事業所の移転について

6. そ の 他

【配布資料】

（資料1）次期えにわっこ☆すこやかプランについて

（資料2）「恵庭市黄金ふれあいセンター・恵庭市生涯学習施設かしわのもり」
の指定管理者制度の更新について

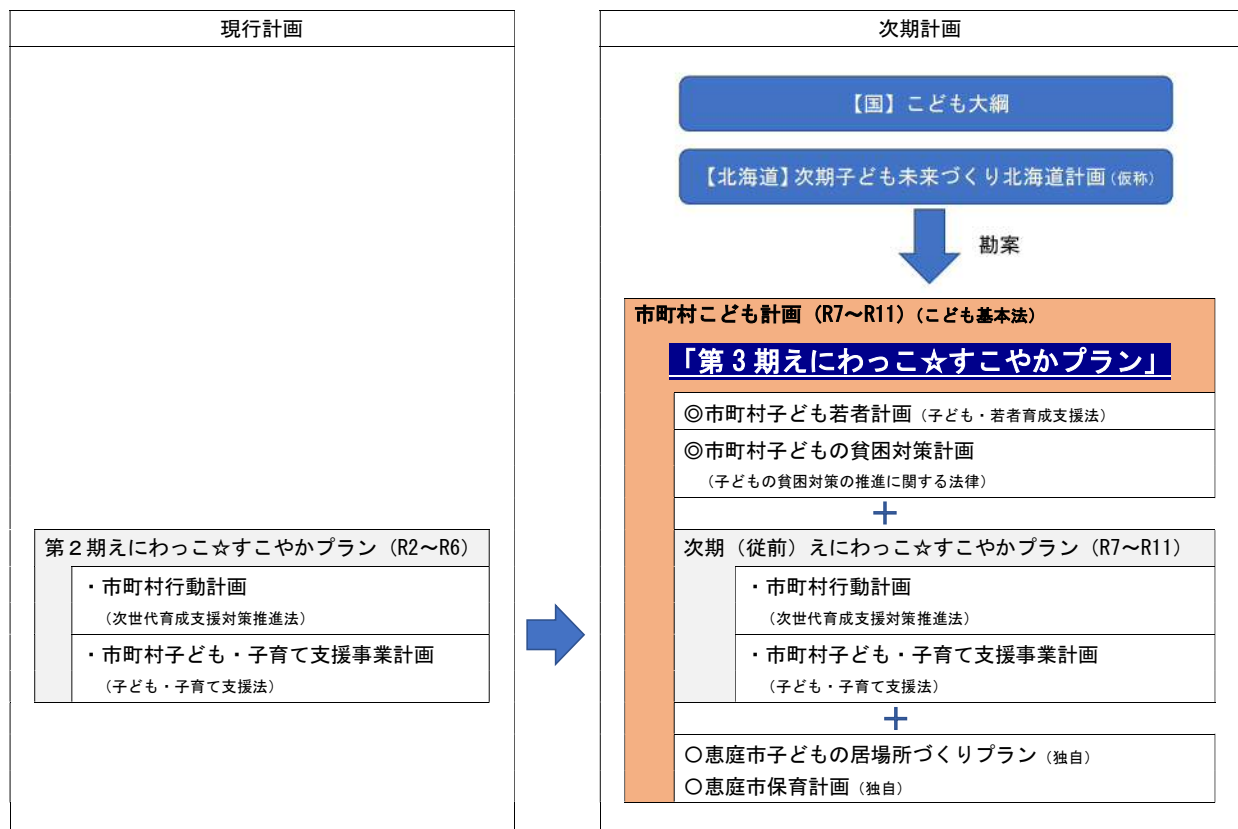
（資料3）幼保連携型認定こども園への移行及び地域型保育事業所の移転について

次期えにわっこ☆すこやかプランについて

1) 策定趣旨

現在の「第2期えにわっこ☆すこやかプラン」の計画期間が令和6年度までとなっており、令和7年度を始期とする次期計画の策定については、こども基本法の施行、こども未来戦略やこども大綱の制定などの社会情勢に合わせ、こども基本法に基づく市町村こども計画として策定し、従前のえにわっこ☆すこやかプラン（次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画）を包含し一体的な計画として策定します。計画の期間は令和7年度～11年度の5カ年とします。

2) プランの構成



3) こども等の意見の反映

こども基本法第十一条では、子ども施策を策定・実施・評価するに当たり、当該施策の対象となるこども又はこどもを養育する者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされています。今回市町村こども計画を策定するにあたり、計画に記載する課題やニーズ、施策等を当事者目線で検討するために、こども・若者、子育て当事者への意見聴取を積極的に行うことが望まれることから、各種アンケート調査やヒアリングを行い、意見を幅広く聴取して計画へ反映させます。

4) 各種アンケート調査について

①子ども・子育てに関するアンケート調査（子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査）

②子どもの生活実態調査（生活（貧困）に関する調査）

③子ども・若者の意識や生活等に関する調査（居場所、ひきこもり、ニート、少子化等に関する調査）

種類	対象者	件数	実施（予定）日	発送・回収方法
①	未就学児の保護者	1,718 件	7/5（金）～7/22(月)	発送：郵送
	小学生の保護者	1,011 件		回収：郵送又は WEB
②	小学 2 年生の保護者	全児童 ・生徒	7/5（金）～7/22(月)	学校にて配布・回収
	小学 5 年生			
	小学 5 年生保護者			
	中学 2 年生			
	中学 2 年生保護者			
	1 6 歳（高校 2 年生）	694 件		発送：郵送
	1 6 歳（高校 2 年生）保護者			回収：郵送又は WEB
③	1 5 歳（高校 1 年生）～3 8 歳	1, 512 件	7 月～8 月	発送：郵送 回収：郵送又は WEB

5) スケジュール

令和 6 年 9 月 / 各種アンケート調査報告書作成

こどもや子育て当事者等の意見聴取

令和 6 年 11 月 / 次期プラン素案作成、審議会（当専門部会）で審議

令和 6 年 12 月 / 市議会（常任委員会）報告

令和 7 年 1 月 / パブリックコメント

令和 7 年 2 月 / 最終案を審議会（当専門部会）へ諮問・答申

令和 7 年 3 月 / 市議会（常任委員会）報告

「恵庭市黄金ふれあいセンター及び恵庭市生涯学習施設かしわのもり」 の指定管理者制度の更新について

1. 指定管理者制度を更新する施設

- ・ 恵庭市黄金ふれあいセンター（恵庭市黄金南5丁目11番地1）
- ・ 恵庭市生涯学習施設かしわのもり（恵庭市大町1丁目5番7号）

2. 指定管理期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

3. 事業者の選定及び選定方法

- （1）事業者の選定は「恵庭市黄金ふれあいセンター及び恵庭市生涯学習施設かしわのもり指定管理者設置に伴う事業者審査委員会」において、書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリングを行い、審査評点の合計が最も高く、最低基準点を上回る申込者を指定管理者候補として選定します。
- （2）審査会より選定された指定管理者候補は「恵庭市指定管理者候補選定委員会」において審査後、議会の議決を経て決定（指定）されます。

4. 今後のスケジュール

日 程	内 容	日 程	内 容
7月5日	第1回審査委員会（募集内容の確認）	9月4日	第2回審査委員会（候補者案の決定）
7月10日～ 8月23日	告示・募集要項等配布期間	10月	選定委員会の開催（候補者の決定）
7月10日～ 8月23日	応募申込書提出期間	11月	第4回定例会／議案・補正予算 （債務負担行為）提出予定
7月24日	公募説明会	12月下旬	指定通知・告示
		1月～2月	基本協定の締結、指定管理者との協議

幼保連携型認定こども園への移行及び地域型保育事業所の移転について

1 概 要

令和 7 年 4 月 1 日から、幼稚舎えるむが保育所型認定こども園から幼保連携型認定こども園に移行する予定です。

また、令和 7 年 4 月 1 日から、地域型保育事業所しままつスマイル保育園が移転する予定です。

2 施設の内容

① 幼稚舎えるむ

内 容	移行前	移行後
設 置 者	社会福祉法人 恵庭睦会	
施設名称	幼稚舎えるむ	
設置場所	恵庭市黄金北 4 丁目 7 番 8	
施設区分	保育所型認定こども園	幼保連携型認定こども園
利用定員	1 号認定	1 5 名
	2 号認定	2 7 名
	3 号認定	4 2 名
	合 計	8 4 名

② しままつスマイル保育園

	移転前	移転後
設 置 者	NPO 法人えにわスマイル保育園	
施設名称	しままつスマイル保育園	(仮)すえひろスマイル保育園
設置場所	恵庭市島松東町 2 丁目 1 番 1	恵庭市末広町 2 8 番地
施設区分	地域型保育事業所	
利用定員	3 号認定	1 9 名
	合 計	1 9 名

3 その他

幼稚舎えるむの認可申請については、設置者より、石狩振興局へ申請書類を提出し、振興局・本庁で審査を行った後、年度末までに認可される予定です。

しままつスマイル保育園の移転については、設置者より、市へ設備基準等の確認に係る申請書類を提出し、市で確認の後、年度末までに決定通知を行う予定です。

○恵庭市社会福祉審議会条例

平成17年3月30日

条例第8号

改正 平成18年6月21日条例第20号 平成25年6月13日条例第23号

(設置)

第1条 恵庭市における社会福祉の推進を図るため、恵庭市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 市が策定する社会福祉の計画に関すること。
- (2) 市が実施する社会福祉事業の推進に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務の処理に関すること。
- (4) その他市長が社会福祉推進のため、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員13名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体の推薦する者
- (3) 公募で選考した者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、審議会及び第7条に規定する専門部会に臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員（臨時委員を除く。以下この項において同じ。）の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別な事項に関する調査審議が終了したときは、当該委嘱を解かれたものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会の設置等)

第7条 審議会に、次の専門部会を置くことができる。

- (1) 高齢者福祉・介護保険専門部会
- (2) 障害者福祉専門部会
- (3) 児童福祉専門部会（子ども・子育て会議（子ども・子育て支援法第72条第1項に規定する合議制の機関をいう。）としての機能を有する。）
- (4) その他市長が必要と認める専門部会

- 2 専門部会の委員は、13名以内とする。
- 3 専門部会は、審議会の委員で会長が指名する者及び臨時委員をもって組織する。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長及び副部会長は、専門部会の委員の互選により定める。
- 6 専門部会は、審議会から付託された事項を審議し、部会長はその結果を会長に報告するものとする。
- 7 その他専門部会の会議については、前2条の規定を準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(恵庭市次世代育成支援対策推進協議会条例等の廃止)

- 2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

(1) 恵庭市次世代育成支援対策推進協議会条例（平成16年条例第8号）

(2) 恵庭市高齢化対策協議会条例（平成14年条例第17号）

(3) 恵庭市障害者の住みよいまちづくり推進協議会条例（平成14年条例第15号）

(恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年条例第14号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成18年6月21日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年6月13日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年10月16日条例第27号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例の施工の際現に附則第6項の規定による改正前の恵庭市社会福祉審議会条例（平成17年条例第8号）第7条第4項に規定する委員である者（恵庭市社会福祉審議会福祉有償運送部会の委員である者を除く。）は、この条例の施工の日に、附則第6項の規定による改正後の恵庭市社会福祉審議会条例第3条第3項に規定する臨時委員として委嘱されたものとみなす。

○恵庭市社会福祉審議会条例施行規則

令和4年2月1日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、恵庭市社会福祉審議会条例（平成17年条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(専門部会)

第3条 条例第7条に規定する専門部会が審議する事項は、別表のとおりとする。

(専門部会の会議の特例)

第4条 専門部会の部会長は、緊急やむを得ない必要がある場合には、当該専門部会に属すべき委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

(専門部会の決議)

第5条 専門部会の決議は、これをもって恵庭市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の決議とする。ただし、専門部会に係る重要又は異例な事項については、この限りでない。

(守秘義務)

第6条 審議会及び専門部会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。ただし、専門部会の個別の庶務は、それぞれの事務を分掌する課等が処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年1月25日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の恵庭市社会福祉審議会条例施行規則の規定は、令和5年10月16日から適用する。

別表（第3条関係）

専門部会の区分	基本的な審議事項
高齢者福祉・介護保険専門部会	高齢者及び要介護者等の福祉に関すること。
	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定並びに策定後の進行管理に関すること。
	介護保険事業計画に基づく施策に関すること。
	介護サービス等の評価及び質の向上に関すること。
	介護保険の運営等に関すること。
	高齢者福祉に関すること。
障害者福祉専門部会	障がい者等の福祉に関すること。
	えにわ障がい福祉プランの策定並びに策定後の進行管理に関すること。
	えにわ障がい福祉プランに基づく施策に関すること。
児童福祉専門部会	児童福祉、子育て支援及び母子保健に関すること。
	次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画の策定並びに策定後の進行管理に関すること。
	えにわっこ☆すこやかプランに掲げる施策に関すること。
	子どもの集う場所の整備・運営に関すること。
	保育計画及び施設整備計画の策定に関すること。
	子ども発達支援センターに関すること。